

企業連携研究会規約

(目的)

第1条 企業、大学、支援機関等が事業活動や啓発を通じた新たなネットワーク形成の場を設置し、産学官連携や企業連携による新事業開発や新商品開発等を模索することにより、新たな販路拡大することを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称を「企業連携研究会」（以下、「研究会」という）とする。

(事業内容)

第3条 研究会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
技術、製品、市場等の開発、開拓に役立つ知識の習得、情報の交換。

2. ネットワーク形成の事例研究。
3. 会員企業等の見学。
4. その他、研究会の目的達成に必要な事業。

(分科会)

第4条 研究会は必要に応じて分科会を設置することができる。

(会員)

第5条 会員は滋賀型・NT（ニットップ）事業創出支援事業参画企業および支援機関とその推薦企業であって、研究会の主旨と目的に賛同するものをもって組織する。

2. 入会および退会は、事務局を經由して定例会で報告するものとする。
3. 入会費および年会費を当面不要とするが、研究会の事業で臨時に経費が必要となった場合は、その都度徴収する。
4. 事務局は、会員が研究会の主旨と目的に違反した場合には、会員を除名することができる。

(遵守事項)

第6条 会員は、信義を旨とし、研究会の活動へ積極的に参加するとともに、研究会で知り得た企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 研究会の事務局を公益財団法人滋賀県産業支援プラザに置き、研究会の運営にあたっては参画企業および構成機関と連携、協力しながら行うものとする。

(活動)

第8条 研究会の目的を達成するため、定例会を年4回程度開催する。

2. 分科会は個々の活動に応じて例会を開催するものとする。

(事業年度)

第9条 研究会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、研究会の運営に必要な事項は事務局において定める。

(付則) この規約は、令和4年 4月 1日から施行する。